開催の日時

号外第九十五号

令和 十月二日 (金曜日)

目 次

公

告

つ右

同

(都市計画課) … 一

都市計画公聴会の開催

項の規定により公告する。 区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するの で、青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二十一号) 第二条第二

令和二年十月二日

青森県知事

吾

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定によりむつ都市計画

 \equiv 村 申

> (むつ市) 令和二年十一月四日 午前十時三十分から

(横浜町) 令和二年十一月四日 午後二時から

開催の場所

 $\stackrel{-}{=}$

(むつ市) むつ市役所 むつ市中央一丁目八の一 第四会議室

(横浜町) 横浜町役場 三階会議室

上北郡横浜町字寺下三五

三 案件

案」という。) むつ都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案(以下「都市計画変更

四 公述の申出等

ならない。

住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

横浜町の区域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、むつ市及び

書面の提出期限

3

令和二年十月二十六日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

むつ市都市整備部都市計画課 むつ市中央一丁目八の

横浜町企画財政課 上北郡横浜町字寺下三五

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

Ŧī. 都市計画変更案の概要

むつ都市計画道路の変更 (青森県決定)

都市計画道路中1・5・1号むつ横浜線を次のように変更する。

別	盆
号	名
路線名	称
赳	
江	-
涔	位
<u></u>	置
主 経過地	
延長	区域
糖形造式	
車級数	構
富	
地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	造
產	

参

													白動車専用道路
													$1\cdot 5\cdot 1$
													むつ横浜線
むつ市大字奥内 字大室平	むつ市大字田名 部字赤川ノ内並 木	むつ市大字田名 部字内田	むつ市大字田名 部字赤川ノ内並 木	むつ市大字田名 部字内田	むつ市大字田名 部字内田	むつ市大字田名 部字斗南岡	むつ市大字田名 部字斗南岡	むつ市大字田名 部字上道	むつ市大字田名 部字下道	むつ市大字田名 部字斗南岡	むつ市大字田名 部字土手内	むつ市大字田名 部字前田	むつ市大字田名 部字前田
むつ市大字奥内 字金谷沢	むつ市大字奥内 字大室平	むつ市大字田名 部字赤川ノ内並 木	むつ市大字田名 部字内田	むつ市大字田名 部字赤川ノ内並 木	むつ市大字田名 部字内田	むつ市大字田名 部字内田	むつ市大字田名 部字斗南岡	むつ市大字田名 部字斗南岡	むつ市大字田名 部字上道	むつ市大字田名 部字下道	むつ市大字田名 部字斗南岡	むつ市大字田名 部字土手内	横浜町字豊栄平
													おりたりむり (中の大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 江田 (日本学年 1 日本学 1 日本学 1 日本 2 日本
約660m	約1,560m	約350m	約1,010m	約1,160m	約880m	約1,090m	約350m	約660m	約620m	約350m	約580m	約720m	約36,330m
地表式	嵩上式	地表式	嵩上式	地表式	嵩上式	地表式	嵩上式	地表式	掘割式	地表式	嵩上式	地表式	
2車線	2車線	2車線	2車線	2 車線 ~ 4 車線	4車線	2 車 乗 4 車線	2 車線	2 車線	2 車線	2 車線	2 車線	2 車線	2 車線
13.5m	13.5m	13.5m	13.5m	13.5~ 20.5m	20.5m	13.5~ 20.5m	13.5m	13.5m	13.5m	13.5m	$10.5 \sim 13.5 \mathrm{m}$	$10.5 \sim 13.5 \mathrm{m}$	10.5∼ 20.5m

横浜町字大豆田	横浜町字大豆田	横浜町字夷ヶ沢 平	横浜町字川太郎川目	横浜町字川太郎川目	横浜町字林尻	横浜町字林尻	むつ市大字中野沢字畑沢野	むつ市大字中野沢字穴明窪	むつ市大字中野 沢字穴明窪	むつ市大字奥内字栖立場	むつ市大字奥内 字栖立場	むつ市大字奥内 字栖立場	むつ市大字奥内 字栖立場	むつ市大字奥内 字釜谷道	むつ市大字奥内 字鍋谷道	むつ市大字奥内 字金谷沢
[田 横浜町字家ノ前 川目	[田 横浜町字大豆田	沢 横浜町字大豆田	:郎 横浜町字夷ヶ沢 平	:郎 横浜町字川太郎 川目	横浜町字川太郎 川目	赞 横浜町字林尻	野 横浜町字林尻	野 むつ市大字中野 沢字畑沢野	野 むつ市大字中野 沢字穴明窪	[内 むつ市大字中野 沢字穴明窪	[内 むつ市大字奥内 字栖立場	[内 むつ市大字奥内 字栖立場	[内 むつ市大字奥内 字栖立場	[内 むつ市大字奥内 字栖立場	!内 むつ市大字奥内 字釜谷道	[内 むつ市大字奥内 字鍋谷道
彩240m	約740m	約780m	約540m	約200m	約1,860m	約700m	約1,800m	約2,110m	約480m	約570m	約110m	約470m	約380m	約460m	約430m	約3,330m
地表式	嵩上式	地表式	曹上式	地表式	嵩上式	地表式	高 上 大	地表式	掘割式	声上大	地表式	掘割式	地表式	嵩上式	地表式	嵩上式
第車3	2 車線	2車線	2車線	総車 2	2車線	2 車 乗 4 車線	2 車 4 車 線	2 車線 4 車線	4車線	2 車線 ~ 4 車線	2車線	2 車線	2 車線	2車線	2 車線	2車線
13.5m	13.5m	13.5m	13.5m	13.5m	13.5m	13.5~ 18.0m	13.5~ 18.0m	13.5~ 20.5m	20.5m	13.5~ 18.0m	13.5m	13.5m	13.5m	$^{12.0\sim}_{13.5\mathrm{m}}$	13.5m	12.0~ 13.5m

六 都市計画変更案の閲覧 1 閲覧場所

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

むつ市都市整備部都市計画課

横浜町企画財政課

都		T.	ı	T.	T		I			1					T.
ろう十戸だ三米よ、 C都市計画変更案の閲覧															
	横浜町字豊栄平	横浜町字豊栄平	横浜町字吹越	横浜町字吹越	横浜町字吹越	横浜町字吹越	横浜町字向平	横浜町字向平	横浜町字向平	横浜町字上イタヤノ木	横浜町字上イタ ヤノ木	横浜町字太郎須 田	横浜町字鶏ヶ唄	横浜町字鶏ヶ唄	横浜町字家ノ前 川目
	横浜町字豊栄平	横浜町字豊栄平	横浜町字豊栄平	横浜町字吹越	横浜町字吹越	横浜町字吹越	横浜町字吹越	横浜町字向平	横浜町字向平	横浜町字向平	横浜町字上イタヤノ木	横浜町字上イタヤノ木	横浜町字太郎須 田	横浜町字鶏ヶ唄	横浜町字鶏ヶ唄
青森県	約560m	約380m	約620m	約310m	約530m	約130m	約1,300m	約430m	約580m	約1,120m	約1,540m	約540m	約1,640m	約1,020m	約440m
予算のでは、これ	嵩上式	地表式	掘割式	地表式	掘割式	地表式	嵩上式	地表式	嵩上式	地表式	嵩上式	地表式	嵩上式	掘割式	嵩上式
都市計画課	2車線	2 車線	2車線	2 車線	2 車 4 車 線	4車線	2 車線 4 車線	2 車線	2車線	2車線	2車線	2車線	2 車線 ~ 4 車線	2 車線 ~ 4 車線	2 車線
	13.5m	13.5m	13.5m	13.5m	13.5~ 20.5m	20.5m	13.5~ 20.5m	13.5m	13.5m	13.5m	13.5m	$12.0 \sim 13.5 \mathrm{m}$	13.5~ 18.0m	13.5~ 20.5m	13.5m

2 閲覧期間 令和二年十月十二日から同月二十六日まで

午前八時三十分から午後五時まで

閲覧時間

3

別記様式

於 半 # \mathbb{H} $\mathbb{I}\!\!\!/\!\!\!\!/\!\!\!\!/$

見を述べたいので申し出ます。 むつ都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意

併 Ш Ш

青森県知事 三村 申吾 殿

(11)

意見の要旨及びその理由

都市計画公聴会の開催

二十一号)第二条第二項の規定により公告する。 り公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第 区域における整備、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定によりむつ都市計画 開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとお

令和二年十月二日

青森県知事 三 村 申

吾

開催の日時

開催の場所

令和二年十一月四日 午後二時から

むつ市役所第四会議室 むつ市中央一丁目八の一

兀 公述の申出等

(以下「都市計画変更案」という。

むつ都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案

1 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

2 域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、むつ市の区

3 書面の提出期限

令和二年十月二十六日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目

むつ市都市整備部都市計画課 むつ市中央一丁目八の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

都市計画変更案の概要

五.

都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)は、

> ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。 るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお 一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を 青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にす

都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

閲覧場所

むつ市都市整備部都市計画課 青森県県土整備部都市計画課

閲覧期間

2

令和二年十月十二日から同月二十六日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

県号